返還免除申請書

　　　　年　　　月　　　日

東京都社会福祉協議会会長　様 　　 　（申請者）

住所　〒　　　－

氏名　　　　　　　　　　　 　　　　　　㊞

 　　　 ℡　　　　　　－　　　　　－

借受人との関係

下記のとおり介護福祉士等修学資金の返還免除を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸付番号 |  |
| 借受人氏名 |  |
| 貸付決定月 | 年　　　　月 |
| 貸付額 | 円 |
| 免除申請額 | 円 |
| 免除理由＊該当項目に○を付ける | １　介護職員等として就労した日から、東京都の区域内において、２年の間引き続き、介護職員等の業務に従事した２　介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなった |
| 備考 |  |

＊上記において１を選択する場合は、介護職員等業務従事届の提出により、２年間の継続

従事が確認できていることを前提とします。

＊その他の免除理由及び添付書類については、裏面をご確認ください。

＜免除理由＞　東京都社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業規則より

返還の債務の当然免除）

第11条　会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。ただし、第10条（６）の規定により本事業の貸付契約を解除された場合は、この限りではない。

（１）介護福祉士修学資金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア　介護福祉士養成施設を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録を行い、東京都の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合を含む。以下同じ。）内において、昭和63年２月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添１に定める職種若しくは別添２に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、２年（過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）に規定する区域をいう。）において（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き（月を単位として継続していることをいう。以下同じ。）、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、東京都の区域外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えないものとする。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

イ　返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

（４）　離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア　第５条（１）ウの介護職員等として就労した日から、東京都の区域内において、２年の間、引き続き、

介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを

得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合の取扱は（１）と同様とする。

イ　介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の

故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

＜添付書類＞

1. 規則第１１条（３）アに該当する者のうち非常勤で雇用されている者

・返還免除対象業務に実際に従事した勤務日数を証明する書類（従事先で発行）

1. 規則第１１条（３）イに該当する者

ア　死亡の場合 　　イ　心身の故障の場合

・死亡届 　　 ・医師の診断書

・死亡診断書（写し）　　　　　　　　　・労働災害の認定を証明する書類

・労働災害の認定を証明する書類